

社会福祉法等の一部を改正する法律の広報資料について

厚生労働省 老健局

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

(5) 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

(6) 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

(3) ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

1.(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

人口減少や高齢化が進み、生活上の課題も多様化しています。また、小規模市町村では、「介護・障害・こども・生活困窮などの分野ごとに**対応する人を確保できない**」という課題に直面しています。このような課題に対応するため、分野を超えて対応できる体制を整えます。



見直し内容

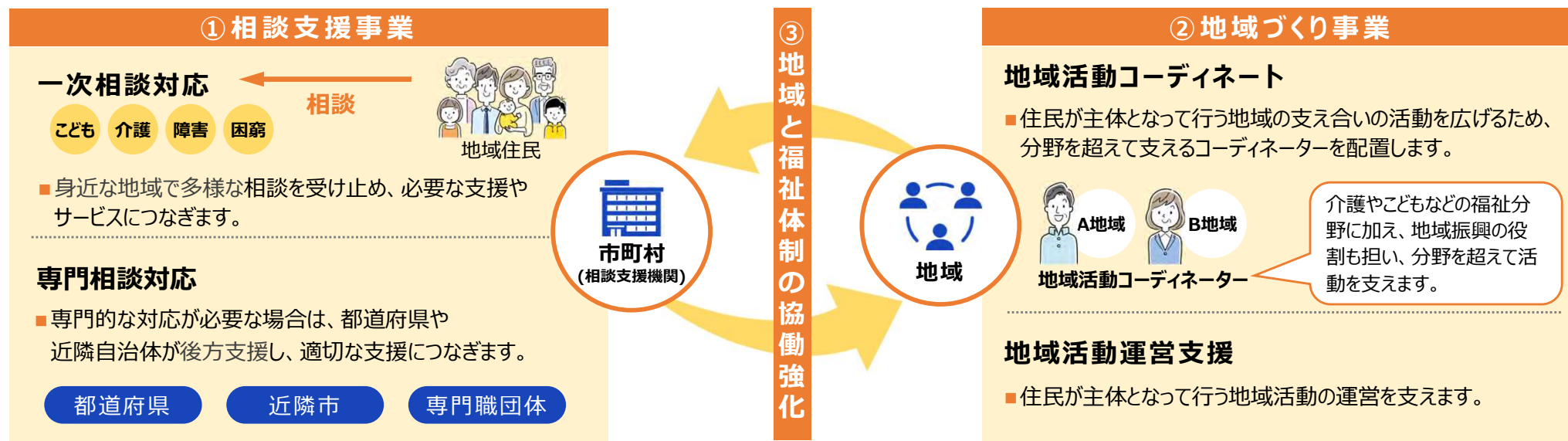
小規模市町村における包括的な支援体制の整備を進めるため、以下の3事業を一体的に実施する事業を新設します。

①相談支援事業、②地域づくり事業

- ・身近な地域において、住民の生活上の課題に関する多様な相談を**受け止め**、住民の地域の支え合い活動を**支援**します。
- ・このため、**分野を超えて柔軟に人を配置できる基準を定めます**。

③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業

- ・地域と福祉の支援機関の協働を強化し、課題を抱えている方を地域全体で支えます。



1.(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

中山間・人口減少地域では、「高齢者人口の減少」「生産年齢人口の減少による介護人材の確保の困難」が進んでおり、必要なサービスを維持するため、**地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組み**を設けることが必要となっています。

特に、これらの地域における訪問介護については、「利用者の事情による突然のキャンセル」「利用者宅間の移動に係る負担」「季節による繁閑」などにより、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持が課題となっています。

新たに創設

見直し内容

中山間・人口減少地域（※1）の事業所の実情を踏まえて、**選択可能な新たな給付や事業を創設**します。

① 特定地域サービス（※2）

- ・ 包括的な評価（月当たり定額報酬）の導入
- ・ 人員配置基準の弾力化（※3）
（管理者・専門職、夜勤職員の要件の緩和等）

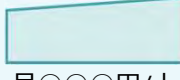
② 特定地域居宅サービス等事業

- ・ 市町村が、給付に代えて、介護保険財源を活用して（地域支援事業として）事業費で委託

（※1）国において、高齢者の人口密度や高齢者人口の減少などに着目した一定の客観的な基準を設定

（※2）障害福祉分野においても同様の見直しを行う。

（※3）職員の負担や質の確保への配慮を前提。

	現行（指定サービス）	特定地域サービス（介護（予防）給付）	特定地域居宅サービス等事業（地域支援事業）
地域	全国	中山間・人口減少地域	中山間・人口減少地域
人員配置基準	国の基準に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）をもとに市町村が決定
報酬等	全国一律の介護報酬	中山間・人口減少地域の事業所の実情を踏まえた介護報酬	事業費（市町村が委託）
報酬等イメージ	出来高  1回〇〇円	包括的な評価を選択可能  月〇〇〇円/人（包括的な評価）	特定地域サービス（介護給付）における報酬分に加えて、通常の圏域を超える移動経費等を含めて、事業費として支払い
類型	居宅・施設サービス等	居宅・施設サービス等	居宅サービス等
対象事業所の手続き	指定	市町村に登録	市町村から委託等

（※）省令等に規定する予定

特定地域居宅サービス等事業の活用が考えられるケース

通常の訪問エリアを超えて訪問

他のサービス事業所から訪問



1.(2) 介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

高齢化や人口減少が進む中、地域の支え合いを強化することが重要です。
「通いの場」を拠点として、介護予防と分野を超えた支援を一体的に進めます。

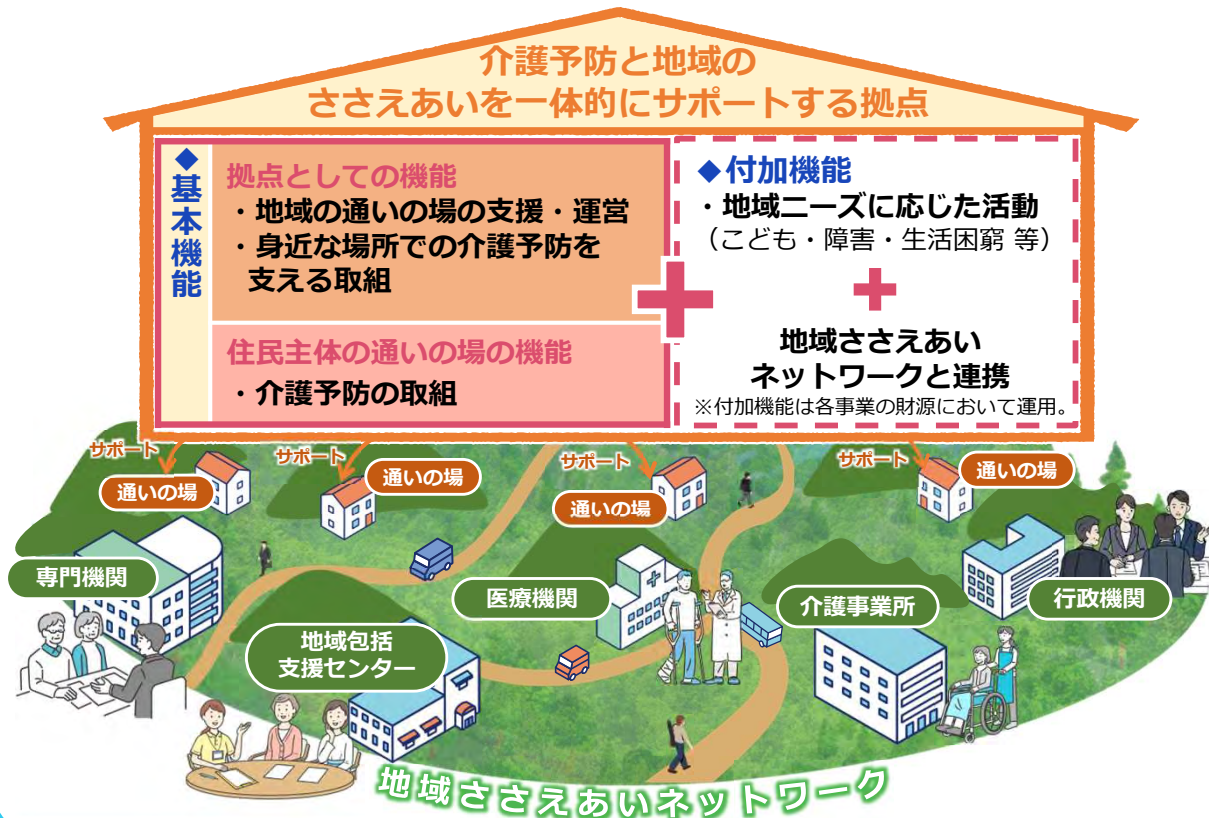
見直し内容

地域の介護予防の拠点として、体操、会食、多世代交流 等の多様な通いの場の取組に加え、

- 地域にある通いの場の支援（サテライト運営、移動手段の確保 等）
- 地域ニーズに応じて機能を拡充し（子ども食堂、障害者支援、困窮者支援 等）、こども・障害等の分野を超えた連携を促進します。

これにより、地域の支え合いを効果的に下支えするネットワークの構築を進めます。

（注）この拠点を運営する事業を地域支援事業（総合事業）に位置付け、基本機能に関する事業については介護保険財源を充当する。



分野を超えた連携の事例

「通いの場」を拠点として、介護予防の取組に加え、次のような取組を行います。

事例①

- 子育てサークルの活動支援
- 障害・子育て・生活困窮に関する総合的な相談窓口の設置

事例②

- 子ども食堂の開催
- 専門職による生活困窮者向けの相談会の開催



1.(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業**を、**第二種社会福祉事業**として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。



対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続きを行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない

福祉サービス利用援助事業

対象者

判断能力が不十分な者

事業内容

日常生活支援

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的な金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス

利用料

無料又は低額

法改正後

福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業

頼れる身寄りがいない高齢者等 + 判断能力が不十分な者

日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様）

入院入所等手続支援

（例：手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行など）

又は

死後事務支援

（例：葬儀や納骨、家財処分の契約手続、行政への届出など）

資力の要件に該当する者は**無料又は低額**

拡充・発展

見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）**とともに、**地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）**し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする